

○奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成18年3月20日規則第65号）

○奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

平成18年3月20日規則第65号

改正

平成25年3月13日規則第5号

奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第93号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（受給資格者証の交付等）

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭医療費助成受給資格者証交付（更新）申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付台帳（別記第2号様式。以下「交付台帳」という。）に記載し、ひとり親家庭医療費受給資格者証（別記第3号様式。以下「受給資格者証」という。）を交付する。ただし、交付台帳に記載すべき事項を電子計算機により、確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行うことができる場合は、交付台帳を省略することができる。また、不適当と認めた者については、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付（更新）申請却下決定通知書（別記第4号様式）によりその旨通知するものとする。

3 受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までの間にその年の8月1日における当該受給資格者の現況を記載した申請書に受給資格者証その他必要な書類を添えて市長に提出し、受給資格の確認を受けなければならない。ただし、受給資格の確認を受けていない者は、支給を受けることができないものとする。

一部改正〔平成25年規則5号〕

（変更の届出）

第4条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象者の住所及び氏名
- (2) 被保険者氏名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 付加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 助成対象者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭医療費受給資格変更届（別記第5号様式）により行わなければならない。

一部改正〔平成25年規則5号〕

（受給資格者証の返還）

第5条 受給資格者は、条例第3条第1項各号に規定する対象者でなくなったときは、ひとり親家庭医療費受給資格喪失届（別記第6号様式）を添えて市長に受給資格者証を返還しなければならない。

一部改正〔平成25年規則5号〕

（再交付）

第6条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し、ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書（別記第7号様式）により再交付の申請を行わなければならない。

（受給の申請方法）

第7条 受給資格者は、条例第8条の規定によるひとり親家庭医療費受給申請（請求）は、ひとり親家庭医療費助成金支給申請書（別記第8号様式）を保険医療機関等に提出し、診療（調剤）報酬欄の記入を受けた上、受給資格者証を添えて、市長に対し行うものとする。ただし、当該保険医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

一部改正〔平成25年規則5号〕

（支給の決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、助成金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、助成金の額を決定し、支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の支給を決定したときは、当該決定の内容について、ひとり親家庭医療費助成金支給台帳（別記第9号様式。以下「支給台帳」という。）に記載する。ただし、支給台帳に記載すべき事項を電子計算機により、確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行うことができる場合は、支給台帳を省略することができるものとする。

4 市長は、第1項の規定により助成金を支給しないことを決定したときは、ひとり親家庭医療費助成金支給却下通知書（別記第10号様式）により、当該受給資格者に通知するものとする。

全部改正〔平成25年規則5号〕

（助成金の返還）

第9条 条例第10条の規定により助成金の返還をさせるときは、ひとり親家庭医療費助成金返還通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

全部改正〔平成25年規則5号〕

（支払の調整）

第10条 市長は、受給資格者に既に助成金を支給した場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤となった助成金について、当該過誤があった支払月の翌月以後の助成金との間で支払の調整を行うことができる。

追加〔平成25年規則5号〕

（添付書類の省略）

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えて提出する書類によって証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

追加〔平成25年規則5号〕

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成25年規則5号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の住用村ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成7年住用村規則第8号）、名瀬市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成8年名瀬市規則第12号）又は笠利町ひとり親家庭医療費助成条例施行規則（平成16年笠利町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月13日規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式

（第3条関係）

全部改正〔平成25年規則5号〕

第2号様式

(第3条関係)

一部改正〔平成25年規則5号〕

第3号様式

(第3条関係)

一部改正〔平成25年規則5号〕

第4号様式

(第3条関係)

全部改正〔平成25年規則5号〕

第5号様式

(第4条関係)

一部改正〔平成25年規則5号〕

第6号様式

(第5条関係)

第7号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成25年規則5号〕

第8号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成25年規則5号〕

第9号様式

(第8条関係)

一部改正〔平成25年規則5号〕

第10号様式

(第8条関係)

全部改正〔平成25年規則5号〕

第11号様式

(第9条関係)

全部改正〔平成25年規則5号〕